

# 医科点数表の解釈 令和4年4月版

## Web追補 No.23 (令和6年4月号)

令和6年4月8日作成

● 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。

- 令和6年3月27日 厚生労働省告示第125号 (令和6年4月1日適用分)
- 令和6年3月27日 厚生労働省告示第126号
- 令和6年3月29日 厚生労働省告示第154号 (令和6年4月1日適用分)
- 令和6年3月29日 厚生労働省告示第171号 (令和6年4月1日適用)
- 令和6年3月29日 保医発0329第4号
- 令和6年3月29日 医療課事務連絡

※ 令和6年3月27日厚生労働省告示第125号及び令和6年3月29日厚生労働省告示第154号については、本追補では令和6年4月1日適用分のみを掲載します。

● Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

■ 以下の事務連絡が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。

- ・「疑義解釈資料の送付について (その65)」(令和6年3月29日医療課事務連絡)

頁	欄	行	変更前	変更後
399	右	上から16行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコبران製剤 ジルコبرانナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコبران製剤 ジルコبرانナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 トラロキヌマブ製剤
399	右	上から18行目	(最終改正; 令 5.11.30 厚生労働省告示第323号) [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	(最終改正; 令 6.3.29 厚生労働省告示第154号)
417	右	上から15行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼベルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼベルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 トラロキヌマブ製剤  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]
417	右	上から17行目	(最終改正; 令 5.11.30 厚生労働省告示第323号)  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	(最終改正; 令 6.3.29 厚生労働省告示第154号)
418	右	下から28行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼベルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼベルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 トラロキヌマブ製剤  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]
418	右	下から26行目	(最終改正; 令 5.11.30 厚生労働省告示第323号)  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	(最終改正; 令 6.3.29 厚生労働省告示第154号)
420	右	下から11行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコبران製剤 ジルコبرانナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズムマブ製剤  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコبران製剤 ジルコبرانナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズムマブ製剤 トラロキヌマブ製剤
420	右	下から9行目	(最終改正; 令 5. 11. 30 厚生労働省告示第323号)  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	(最終改正; 令 6. 3. 29 厚生労働省告示第154号)
422	右	下から17行目	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコبران製剤 ジルコبرانナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズムマブ製剤  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	ガルカネズマブ製剤 オファツムマブ製剤 ボソリチド製剤 エレスマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カブラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコبران製剤 ジルコبرانナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼペルマブ製剤 オゾラリズムマブ製剤 トラロキヌマブ製剤
422	右	下から15行目	(最終改正; 令 5. 11. 30 厚生労働省告示第323号)  [黄色網かけはWeb追補No.19等にて改正済み]	(最終改正; 令 6. 3. 29 厚生労働省告示第154号)
428	右	下から8~7行目	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレスマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カブラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤, メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビメキズマブ製剤, ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤, ペグバリアーゼ製剤, パピナフスプ アルファ製剤, アバルグルコシダーゼ アルファ製剤, ラナデルマブ製剤, ネモリズマブ製剤, ペグセタコبران製剤, ジルコبرانナトリウム製剤, コンシズマブ製剤, テゼペルマブ製剤及びオゾラリズムマブ製	, ガルカネズマブ製剤, オファツムマブ製剤, ボソリチド製剤, エレスマブ製剤, アバロパラチド酢酸塩製剤, カブラシズマブ製剤, 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤, フレマネズマブ製剤, メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビメキズマブ製剤, ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤, ペグバリアーゼ製剤, パピナフスプ アルファ製剤, アバルグルコシダーゼ アルファ製剤, ラナデルマブ製剤, ネモリズマブ製剤, ペグセタコبران製剤, ジルコبرانナトリウム製剤, コンシズマブ製剤, テゼペルマブ製剤, オゾラリズムマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 19等にて改正済み〕	
428	右	下から6行目	(令 4. 4. 28 保医発 0428 8) (令 4. 5. 31 保医発 0531 3) (令 4. 8. 17 保医発 0817 4) (令 4. 8. 31 保医発 0831 5) (令 4. 11. 15 保医発 1115 9) (令 5. 3. 14 保医発 0314 4) (令 5. 4. 28 保医発 0428 3) (令 5. 5. 23 保医発 0523 2) (令 5. 5. 31 保医発 0531 3) (令 5. 8. 29 保医発 0829 6) (令 5. 11. 21 保医発 1121 1) (令 5. 11. 30 保医発 1130 5) 〔黄色網かけはWeb追補No. 19等にて改正済み〕	(令 4. 4. 28 保医発 0428 8) (令 4. 5. 31 保医発 0531 3) (令 4. 8. 17 保医発 0817 4) (令 4. 8. 31 保医発 0831 5) (令 4. 11. 15 保医発 1115 9) (令 5. 3. 14 保医発 0314 4) (令 5. 4. 28 保医発 0428 3) (令 5. 5. 23 保医発 0523 2) (令 5. 5. 31 保医発 0531 3) (令 5. 8. 29 保医発 0829 6) (令 5. 11. 21 保医発 1121 1) (令 5. 11. 30 保医発 1130 5) (令 6. 3. 29 保医発 0329 4)
1109	—	上から5行目	(最終改正；令和5年11月30日 厚生労働省告示第323号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 19等にて改正済み〕	(最終改正；令和6年3月29日 厚生労働省告示第154号)
1112	左	下から22行目	、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。)、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤及びペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤及びオゾラリズマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 19等にて改正済み〕	、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。)、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤(4週間に1回投与する場合に限る。)、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤及びトラロキヌマブ製剤
1127	—	上から3行目	(最終改正；令和3年7月30日 厚生労働省告示第292号)	(最終改正；令和6年3月29日 厚生労働省告示第171号)
1127			〔以下の部分の「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」改める。〕	
1128			～○1127頁(右欄)の「五」の「イ」(2カ所) ○1128頁(左欄)の「七の二」の「イ」 ○1128頁(左欄)の「七の五」の「イ」	
1184			〔令和6年3月29日医療課事務連絡により、令和6年3月5日厚生労働省告示第58号の「官報掲載事項の一部訂正」が示されたことにより、Web追補No. 22の一部を以下のように訂正する。〕 ○1184頁(左欄)上から1～2行目の「、介護保険法」を「及び介護保険法」に改正する項目を削除 ○1184頁(左欄)上から3～9行目の改正項目の「変更後」を「介護老人保健施設という。」又は同条第29項に規定する介護医療院」に改める。	
1523	—	上から8行目	(最終改正；令和5年11月30日 厚生労働省告示第323号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 19等にて改正済み〕	(最終改正；令和6年3月29日 厚生労働省告示第154号)
1554	右	上から26行目	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤	ガルカネズマブ製剤 オフアツムマブ製剤 ボソリチド製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
			エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼベルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 19等にて改正済み]	エレヌマブ製剤 アバロパラチド酢酸塩製剤 カプラシズマブ製剤 乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤 フレマネズマブ製剤 メトトレキサート製剤 チルゼパチド製剤 ビメキズマブ製剤 ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤 ペグバリアーゼ製剤 ラナデルマブ製剤 ネモリズマブ製剤 ペグセタコプラン製剤 ジルコプランナトリウム製剤 コンシズマブ製剤 テゼベルマブ製剤 オゾラリズマブ製剤 トラロキヌマブ製剤

1853 「厚生労働大臣が定める療養」(平成18年3月20日厚生労働省告示第142号)は、令和6年3月27日厚生労働省告示第126号により、令和6年3月31日限り廃止する。

[1854～1864頁の「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」の「最終改正」を「(最終改正；令和6年3月27日 厚生労働省告示第125号)」に改め、別表第一及び別表第二を以下のように改める。]

別表第一

患者の区分	診療報酬の算定方法に掲げる療養
(略)	(略)
二 指定介護療養施設サービスを行う療養病床等(療養病床のうちその一部について専ら要介護者を入院させるものにあつては、当該専ら要介護者を入院させる部分に限る。以下「介護療養病床等」という。)以外の病床に入院している患者(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者を除く。)	(略)
三 次に掲げる患者 一 イ 介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。)に入院している患者 一 ロ 短期入所療養介護(介護老人保健施設又は介護医療院の療養室又は老人性認知症疾患療養病棟の病床(以下「療養室等」という。)において行われるものを除く。)又は介護予防短期入所療養介護(療養室等において行われるものを除く。)を受けている患者	次に掲げる療養 一 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表の3のイの(1)から(4)までの注14又はロの(1)及び(2)の注11に規定する所定単位数を算定した目に行われたものを除く。) イ～チ (略) 二 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のイの(1)から(4)までの注14又はロの(1)及び(2)の注11に規定する所定単位数を算定した目に行われたものに限る。) 一 イ 別表第一第1章第1部に規定する点数 一 ロ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術等基本料1 一 ハ 別表第一区分番号B005-7に掲げる認知症専門診断管理料 一 ニ 別表第一区分番号B010-2に掲げる診療情報連携共有料 一 ホ 別表第一区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料 一 ヘ 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数 一 ト 別表第一第2章第5部に規定する点数(専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。) 一 手 別表第一第2章第6部に規定する点数(専門的な診療に特有

頁	欄	行	変更前	変更後
				<del>の薬剤に係るものに限る。)</del> <del>リ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</del> <del>① 区分番号1011に掲げる精神科退院指導料</del> <del>② 区分番号1011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料</del> <del>③ 区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料</del> <del>④ 区分番号1016に掲げる精神科在宅患者支援管理料</del> <del>又 別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数</del> <del>二三 (略)</del>
		四	次に掲げる患者	<del>次に掲げる療養</del> <del>イ 介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病棟の病床に限る。)に入院している患者</del> <del>ロ 老人性認知症疾患療養病棟の病床において短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている患者</del> <del>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注9に規定する所定単位数を算定した目に行われたものを除く。)</del> <del>イ 別表第一区分番号A227に掲げる精神科措置入院診療加算及び別表第一区分番号A227-2に掲げる精神科措置入院退院支援加算</del> <del>ロ 別表第一区分番号B010-2に掲げる診療情報連携共有料</del> <del>ハ 別表第一第2章第5部第3節に規定する点数(特掲診療料の施設基準等第十六第二号に掲げる薬剤に係るものに限る。)</del> <del>ニ 別表第一第2章第6部第2節に規定する点数(特掲診療料の施設基準等第十六第三号に掲げる薬剤(抗悪性腫瘍剤を除く。)に係るものに限る。)</del> <del>ホ 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</del> <del>① 区分番号1002に掲げる通院・在宅精神療法</del> <del>② 区分番号1003-2に掲げる認知療法・認知行動療法</del> <del>③ 区分番号1007に掲げる精神科作業療法</del> <del>④ 区分番号1008-2に掲げる精神科ショート・ケア(注5に規定する場合を除く。)</del> <del>⑤ 区分番号1009に掲げる精神科デイ・ケア(注6に規定する場合を除く。)</del> <del>⑥ 区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料</del> <del>⑦ 区分番号1016に掲げる精神科在宅患者支援管理料</del> <del>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養(指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(1)から(3)までの注9に規定する所定単位数を算定した目に行われたものに限る。)</del> <del>イ 別表第一第1章第1部に規定する点数</del> <del>ロ 別表第一区分番号A400の1に掲げる短期滞在手術等基本料1</del> <del>ハ 別表第一区分番号B010-2に掲げる診療情報連携共有料</del> <del>ニ 区分番号B011-5に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料</del> <del>ホ 別表第一第2章第3部及び第4部に規定する点数</del> <del>ヘ 別表第一第2章第5部に規定する点数(専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)</del> <del>ト 別表第一第2章第6部に規定する点数(専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。)</del> <del>手 別表第一第2章第8部に規定する点数であって、次に掲げる点数以外のもの</del> <del>① 区分番号1002に掲げる通院・在宅精神療法</del> <del>② 区分番号1003-2に掲げる認知療法・認知行動療法</del> <del>③ 区分番号1011に掲げる精神科退院指導料</del> <del>④ 区分番号1011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料</del> <del>⑤ 区分番号1012に掲げる精神科訪問看護・指導料</del> <del>⑥ 区分番号1016に掲げる精神科在宅患者支援管理料</del> <del>リ 別表第一第2章第9部から第13部までに規定する点数</del> <del>三 別表第二に規定する点数であって次に掲げる点数以外のものが</del>

頁	欄	行	変更前	変更後
				<p>算定されるべき療養</p> <p><del>イ 区分番号B004-1-4に掲げる入院栄養食事指導料</del></p> <p><del>ロ 区分番号B004-0に掲げる介護支援等連携指導料</del></p> <p><del>ハ 区分番号B006-3に掲げるがん治療連携計画策定料</del></p> <p><del>ニ 区分番号B006-3-2に掲げるがん治療連携指導料</del></p> <p><del>ホ 区分番号B007に掲げる退院前訪問指導料</del></p> <p><del>ヘ 区分番号B008に掲げる薬剤管理指導料</del></p> <p><del>ト 区分番号B008-2に掲げる薬剤総合評価調整管理料</del></p> <p><del>チ 区分番号B011-4に掲げる退院時薬剤情報管理指導料</del></p> <p><del>リ 区分番号B014に掲げる退院時共同指導料1</del></p> <p><del>ヌ 区分番号B015に掲げる退院時共同指導料2</del></p> <p><del>ル 区分番号C003に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料</del></p> <p><del>ヲ 区分番号C007に掲げる在宅患者連携指導料</del></p> <p><del>ワ 区分番号C008に掲げる在宅患者緊急時等カンファレンス料</del></p>
		四五 (略)		<p>次に掲げる療養</p> <p>一 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表の4のイからへまでの注134に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）</p> <p>イ～ス (略)</p> <p>二 次に掲げる点数が算定されるべき療養（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のイからへまでの注134に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）</p> <p>イ～イカ (略)</p> <p>三 (略)</p>
		五六・六七 (略)		(略)
		備考		
		一～十 (略)		
		十一		<del>この表において「指定介護療養施設サービス」とは、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第48条第1項第三号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。</del>
		十二		<del>この表において「療養病床等」とは、旧介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等をいう。</del>
		十三		<del>この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。</del>
		十一～十四 (略)		
		別表第二		
		診療報酬の算定方法に掲げる療養		算定方法
		(略)		(略)
		二 (略)		<p>一 入院中の患者以外の患者について、同一月において、居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（医師が行う場合に限る。）を行い、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した場合には、算定できない。</p> <p>二 <del>介護療養病床等（老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。）に入院している患者については、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている場合に限り、算定できる。</del></p>
		三～十三 (略)		(略)
		十四	次に掲げる点数が算定されるべき療養	同一日において、精神科作業療法又は認知症老人入院精神療法を行い、特定診療費を算定した場合には、算定できない。
		イ	別表第一区分番号I005に掲げる入院集団精神療法	
		ロ	別表第一区分番号I008に掲げる入院生活技能訓練療法	
		十四十五～二十五二十六 (略)		(略)
		備考		
		一～七 (略)		

頁	欄	行	変更前	変更後
			<del>八</del>	この表において「老人性認知症疾患療養病棟」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第144条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。
			<del>八</del> <b>九</b>	この表において「短期入所療養介護」とは、法第8条第10項に規定する短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。
			<del>九</del> <b>十</b>	この表において「介護予防短期入所療養介護」とは、法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（療養室等において行われるものを除く。）をいう。
			<del>十</del> <b>十一</b> ～ <del>十三</del> <b>十四</b>	(略)
			<del>十四</del> <b>十五</b>	この表において「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」とは、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。
			<del>十五</del> <b>十六</b>	(略)
			<del>十六</del> <b>十七</b>	この表において「ターミナルケア加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注12に規定するターミナルケア加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表の1の注14に規定するターミナルケア加算及び同表の8のヨに規定するターミナルケア加算をいう。
			<del>十七</del> <b>十八</b>	この表において「特別管理加算」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の3の注11に規定する特別管理加算、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の2の注10に規定する特別管理加算、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の1の注13に規定する特別管理加算及び同表の8のワに規定する特別管理加算をいう。
			<del>十八</del> <b>十九</b> ～ <del>二十五</del> <b>二十六</b>	(略)
			<del>二十七</del>	この表において「特定診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のニの(6)に掲げる特定診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の3のハの(2)に掲げる特定診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の7のニの(5)に掲げる特定診療費をいう。
			<del>二十六</del> <b>二十七</b>	この表において「特別診療費」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の9のホの(13)(12)に掲げる特別診療費、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表の4のソタに掲げる特別診療費及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の7のホの(11)(10)に掲げる特別診療費をいう。
			<del>二十七</del> <b>二十八</b>	(略)


 医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika\_kaishaku

[https://twitter.com/ika\\_kaishaku](https://twitter.com/ika_kaishaku)

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。